

## 泉佐野市議会基本条例（運用基準）

### 1 趣旨

この泉佐野市議会基本条例運用基準は、泉佐野市議会基本条例（平成25年泉佐野市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### 2 請願・陳情

条例第5条第3項に規定する請願及び陳情に関することについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 請願の提出期限は、市議会定例会前に開催される議会運営委員会の前々日（閉庁日は除く。）までに、議会事務局に提出する。その際、1名以上の紹介議員の署名又は記名押印が必要となる。
- (2) 提出期限までに提出された請願については、その定例会中に審査する。また、提出期限後に提出された請願については、次回の定例会において処理する。なお、陳情については、議会事務局で受け付け後、その写しを全議員に配布する。
- (3) 委員会において意見を述べたいと希望する請願の提案者は、提出時に申し出を行うものとし、議会運営委員会に諮って議長が決定するものとする。
- (4) 提案者は、委員長の許可を得た後、10分以内で意見を述べることができる。

### 3 意見交換会

条例第6条に規定する意見交換会に関することについては、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 開催等

- ①意見交換会は、必要に応じて、議員が市民のところへ出向き、市民から意見を聴取することを基本とする。
- ②意見交換会は、議長が必要と判断したときに開催できることとし、派遣する議員は議長において決定する。
- ③上記②の規定にかかわらず、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会等（以下「委員会」という。）が必要と判断したときは、議長の承認を得て、開催できるものとする。
- ④市内で事業活動その他の活動を行う団体及び概ね10人以上の市民グループ（以下「団体等」という。）から議長に開催の申込みがあった場合においては、議長が幹事長会に諮って決定し、委員会に開催の指示をするものとする。
- ⑤意見交換会の開催を希望する団体等は、泉佐野市議会意見交換会申込書を議長に提出するものとする。

(2) 内容

①意見交換会は、テーマを決めて行うものとし、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 市政に関すること

(イ) 市議会に関すること

(ウ) 上記に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること

②テーマの件数は、1件とする。ただし、議長が認めた場合は、その限りでない。

(3) 意見交換会での役割

意見交換会における司会者、テーマ報告者及び記録者等は、該当する委員会において協議し、決定するものとする。

(4) 会場等

意見交換会の日程、会場及び市民への周知については、団体等の代表者と該当する委員長において協議し、決定するものとする。

(5) 記録

意見交換会の記録は、記録者において要点を整理して作成するものとする。

(6) 進行等

意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

(ア) 開会あいさつ	団体等の代表者及び委員長
(イ) 出席者紹介	自己紹介
(ウ) テーマの趣旨説明	団体等の代表者若しくは委員長
(エ) テーマの報告	テーマ報告者
(オ) 意見交換	司会者が指名
(カ) 閉会あいさつ	副委員長

(7) 資料

①団体等から意見交換会開催の申し込みがあった場合、該当する委員会は、団体等から提出された泉佐野市議会意見交換会申込書に基づき内容を協議するものとする。

②意見交換会での配布資料は、該当する委員会が作成するものとする。

(8) 結果の処理等

①委員長は、意見交換会終了後、文書による報告書を議長に提出するものとする。

②市行政に対する要望・提言等で重要と思われるものについては、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告し、対応を求めるものとする。

③上記の報告書等は、議会ホームページ等に掲載するものとする。

(9) 委任

上記(1)から(8)に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

#### 4 一問一答

条例第7条第2項に規定する一問一答の方式に関することについては、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 本会議場での一問一答

- ①本会議場では従来同様、一括質問（檀上）に対する一括答弁（檀上）を行う。
- ②再質問以降は、一問一答の方式を基本とする。

##### (2) 委員会での一問一答

- ①議案提案説明に対する質問は、一問一答の方式を基本とし、質問数は一人25問までとする。
- ②25問の質問数の範囲で、複数の質問を併せたほうが分かりやすいと判断される場合は、複数の質問を併せて行うことができる。

#### 5 報告等

(1) 条例第7条第4項に規定する議長への報告に関することについては、次に掲げるとおりとする。

##### ①報告

市長等は市政に係る重要な施策等をマスコミ等に公表しようとするときは、公表する前に、議長に報告するものとする。

##### ②対応等

報告を受けた議長は、必要に応じて全議員へ資料の配布、議員協議会等を開催するなどにより市長等から説明を求めるものとする。

##### ③内容

重要な施策等については、市長等が重要と判断したものとする。

また、議会が重要と判断したものについても、市長等へ報告を求めることができるものとする。

##### ④議員協議会等

議長は、市長等及び議員から議員協議会等の開催の依頼があった場合は、その報告内容等を検討の上、速やかに開催するよう努めるものとする。

(2) 条例第9条第2項に規定する報告の要する計画等に関することについては、別紙一覧表に記載する計画等をいう。

#### 6 自由討議

条例第10条に規定する議員間の自由討議に関することについては、次に掲げるとおりとする。

##### (1) 開始

①自由討議は、本会議または委員会において、議案提案説明、質疑の終了後に、議員もしくは委員の発議を議長もしくは委員長が許可し、開始するものとする。

(2) 発言者等

①発言者は、議長または委員長が指名する。

②市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長または委員長が認めた場合はこの限りではない。

③議長または委員長は、自由討議の間、市長等の退席を行わないものとする。ただし、議長または委員長が認めた場合はこの限りではない。

④議員発議の議案については、質疑を省略、また提案者も自由討議に加わることができるものとする。

(3) 討議時間

①自由討議の時間は、制限を設けないものとする。

(4) 終了

①自由討議の終了については、議長または委員長が決定するものとする。

## 7 政策討論会

条例第11条に規定する政策討論会（以下「討論会」という。）に関することについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 構成

①討論会は、議員全員をもって構成する。

②討論会に、座長1人、副座長1人を置く。

③座長は、議長とし、副座長は、副議長とする。

(2) 実施

①討論会の議事決定及び運営等については、幹事長会に諮って決める。

②議員から討論会で議題にしようとする案件がある場合は、各会派内を幹事が取りまとめ、文書で議長へ提出する。また、会派に属さない者であっても、文書で議長へ提出する。

③討論会の議題は、前項により提出された議題をもって幹事長会において協議し、決定する。

(3) 討論会

①討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

②討論会で議題となった案件に対し、資料提供がある場合は、提出議員において適宜準備するものとする。

③座長は、必要があると認めるときは、議員以外の者の出席を求めることができるものとする。

④討論会で議題となった案件は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

(4) 意見の活用

①討論会において取りまとめられた意見等は、次の目的のために活用するものとする。

(ア) 常任委員会及び特別委員会等における政策立案

(イ) 執行機関への政策提言

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に掲げるもののほか、議会における政策形成への反映

(5) 会議録

討論会は、議員の意見交換の場であることから、会議録は作成しない。ただし、討論会の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を調製する。

(6) 委任

上記(1)から(6)に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

8 行政評価

条例第12条に規定する、行政評価に関することについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 議会による行政評価は、毎年度行うものとする。

(2) 評価対象、評価手法等については、行財政委員会において決定する。

9 議員の定数等

条例第21条に規定する議員の定数及び議員報酬に関することについては、条例第15条に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用できるものとする。

附 則

この基準は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は令和元年11月18日から施行する。